

郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託に関する
提案競技の募集要項

令和8年3月
福岡市 市民局 戸籍住民課

この提案競技の募集要項は、福岡市（以下「市」という。）が行う「郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託」の最優秀提案者を決定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案競技に参加しようとする者は、以下の事項を十分理解した上で提案を行うこと。

1 件名

郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託

2 募集内容、仕様、その他の詳細

契約書（案）及び仕様書（案）を参照。なお、1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、業務の履行状況が良好であった場合に限り、次年度も当該年度の市の予算額を上限として、特命随意契約の相手方となることができる。ただし、業務開始から3年間（令和11年4月）を限度とする。

ただし、本市の施策変更等により当該契約を行わない場合がある。

4 業務委託の契約上限金額

173,871,060円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※契約の実施にあたり、事前の準備に係る経費は、受託事業者の負担とする。

5 提案競技参加資格

次の各号のいずれにも適合すること。

- (1) 法人で市内に本店又は支店等の事業所のあるもの、又は業務上の連携を行っている2以上の法人で構成する共同体（市内に事業所のある法人を含むものに限る。以下「共同事業体」という。）であること。
- (2) 共同事業体にあつては、構成する各事業者（以下「構成事業者」という。）の中から代表事業者を定めることとし、かつ、構成事業者の役割分担が明確に定められており、構成事業者のすべてが(3)～(11)の各号のいずれも満たしていること。
- (3) 地方自治法施行令167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (6) この提案競技の募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続

き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなれている者、手形交換所による取引停止分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(8) 福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(9) 法人の役員のうち暴力団員がいないこと。

(10) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001、オフィスセキュリティマークの認定、認証又はこれと同等以上の認定、認証をいずれか1つ以上取得していること。

(11) 前各号に掲げるほか、この要項に定める諸条件に対応できること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は市に提出した書類等に虚偽の記載をしていたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

6 主なスケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 提案募集の公示 | 令和8年3月25日(水) |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和8年3月31日(火) 正午まで |
| (3) 質問への回答 | 令和8年4月2日(木) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和8年4月8日(水) 正午まで(必着) |
| (5) 提案競技参加資格申込の結果通知 | 令和8年4月9日(木) 午後5時 |
| (6) 提案書の提出期限 | 令和8年4月16日(木) 正午まで(必着) |
| (7) 提案競技の実施 | 令和8年4月23日(木)(予定) |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年4月27日(月)(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和8年4月中(予定) |

7 質問書の提出及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書」(様式1)に記載のうえ、「17 提出先・問合せ先」に電子メールで提出し、未受領防止のため、必ず電話で着信確認をすること。

電子メール件名は「郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託質問書」としてください。

- (1) 質問書の受付期限
令和8年3月31日(火) 正午まで

- (2) 質問への回答
質問に対する回答は、令和8年4月2日(木)までに市ホームページに掲載する。

【掲載場所】

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報(契約課以外の入札、提案競技・指定管理など)>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

8 提案競技参加申込について

(1) 提出期限

令和8年4月8日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送

※特定記録又は簡易書留など配達記録が残る方法で郵送してください。

※未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず市は責任を負いません。

(3) 提出先

「17 提出先・問い合わせ先」のとおり。

(4) 提出書類

※共同事業者の場合は、それぞれの法人の書類を提出してください。

提出書類	説明
① 提案競技参加申込書(様式2) ※提出部数は1部	・共同事業者の場合は、代表する事業者が作成すること。
② 会社概要 ※提出部数は1部	・事業概要が分かるパンフレットでも可。
③ 委任状(様式3) ※提出部数は1部	・この提案競技の案件に係る市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、委任状を作成すること。 ・印鑑は実印を使用すること。
④ プライバシーマーク等の資格を有する事業者であることがわかる証明書等の写し ※提出部数は1部	・プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001、オフィスセキュリティマークの認定、認証をいずれか1つ以上取得していることが分かる証明書等の写し。
⑤ 登記事項証明書(全部事項証明) ※提出部数は1部	・法務局発行の「現在事項全部証明書」(履歴事項全部証明書でも可) ・発行後3か月以内の原本であること。
⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書 ※提出部数は1部	・市内に本店又は支店等の事業所を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているもの。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの。 ・発行後3か月以内の原本であること。
⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書 ※提出部数は1部	・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 ・証明書の種類は「納税証明書(その3)」とする。 (「その3の2」「その3の3」でも可)

	・発行後3か月以内の原本であること。
⑧ 誓約書（様式4） ※提出部数は1部	・代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
⑨ 役員名簿（様式5） ※提出部数は1部	・市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警本部へ照会するために使用する。 ・代表者及び役員（③の委任状を提出する場合は代理人を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。
⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し ※提出部数は1部	・直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し。
⑪ 提出書類の省略（様式6） ※提出部数は1部	・「令和7・8・9年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」（以下「名簿」という。）に登載されている事業者は③及び⑤～⑩の代わりに⑪を提出することができる。
⑫ 同種又は類似業務の実績書	・書式は自由、A4サイズ（横向き）、横書き、片面3ページ以内。

9 参加資格の確認

- (1) 提案競技参加申込の結果は、令和8年4月9日（木）午後5時までに各申請者に電子メールで通知します。
- (2) 参加者資格を有する提案事業者が多数に及ぶ場合、提出書類をもとに事前審査を行い、提案競技参加者を選抜する場合があります。
- (3) 期限までに申込書等を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができません。なお、参加資格があると確認された者であっても、当該確認後、上記5の参加資格の要件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがあります。

10 提案書の提出

- (1) 提出期限
令和8年4月16日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送又は持参
※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留など配達記録が残る方法としてください。
※持参の場合は、平日午前9時15分から午後5時15分までに事前に電話連絡のうえ、提出先に持参ください。
※未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず市は責任を負いません。
- (3) 提出先
「17 提出先・問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出書類及び作成要領

別添『福岡市 郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託』提案競技 評価表」における項目番号1～8を各章の見出しとして、提案内容を記載すること。

原則として、別添『郵便局における電子証明書更新等業務に係る運営支援業務委託』仕様書（案）」における「4 委託業務の内容」について、全て漏れなく記載すること。

なお、提案内容に不整合があった場合には、発注者に有利と思われる記述を正とみなすため、注意すること。

①企画提案書（正本1部、副本9部）

- ・書式は自由、A4サイズ（横向き）、横書き、片面30ページ以内（表紙除く。）。
- ・副本は提案事業者名（提案事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにし、参加申込後に市から通知する提案者番号を表紙に表記すること。
- ・仕様書（案）や評価項目を踏まえ、分かりやすい提案とすること。
- ・1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めない。
- ・企画提案書等の書類提出をもって本募集要項及び仕様書（案）等の内容を承諾したものとみなす。

※独自に提案できる取組みや内容がある場合は自由に記載して構いません。ただし、見積額には企画提案書記載の内容にかかる費用をすべて見込むこと。

②見積書（正本1部、副本9部）

- ・書式は自由、A4サイズ（縦向き）、作業項目ごとに積算内訳をできるだけ詳細に記載すること。
- ・見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含むこと。
- ・副本は提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにし、参加申込後に市から通知する提案者番号を1枚目に表記すること。

(5) その他留意事項

- ・提案書には、参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないこと。やむを得ず記述した場合は、該当部分を黒塗りし、分からないようにすること。
- ・提案内容については、契約締結後の実現可能性について十分考慮し、責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ・専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを使用するなど、見やすく明確な提案書を作成すること。
- ・提出書類には、日本語及び日本国通貨を使用すること。

(6) 提案競技への参加の辞退

提案競技参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、提案競技参加申込辞退届（様式7）を速やかに提出すること。提出先は「17 提出先・問い合わせ先」のとおり。

11 提案競技の実施

福岡市が設置する選定委員会において、別添「評価項目及び配点」に記載する内容で各委員が評価する。

(1) 実施日

令和8年4月23日(木)(予定)

- ・会場、日時等の詳細については、改めて各提案者に電子メールにて通知する。
- ・参加多数の場合、提案書類による書類審査を行う場合がある。書類審査の上、提案協議の参加対象とならなかった事業者には、4月20日(月)までに電子メールにて通知する。

(2) 実施場所

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所本庁舎7階 現説室

(3) プレゼンテーション及び質疑

- ・出席者は1提案者あたり3名までとする。プレゼンテーションは、本業務の業務責任者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書等の提出書類をもとに行うこと。
- ・プレゼンテーションの順番は提案書類の受付順とする。
- ・審査は事業者名を伏せて行うため、プレゼンテーションにおいて提案者の名称等(提案者を類推できる表現を含む。)は言及しないこと。
- ・評価項目及び配点は別添のとおりとする。

12 受託候補者の決定

前記11の提案競技において市が設置する選定委員会の評価を踏まえ、市が受託候補(最優秀提案者)を決定する。ただし、審査員の評価点の平均が満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

なお、参加者が1社のみであっても、プロポーザルは成立するものとする。

13 選定結果の通知

結果は令和8年4月27日(月)に提案者全員に電子メールにより通知する。

最優秀提案者名は福岡市ホームページにて公表する。

なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。

14 契約の締結

市は、最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、契約を締結する。

なお、協議の結果、契約締結に至らない場合は、次点の者から順に契約締結等のための協議を行う。

※最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は市に提出した書類等に虚偽の記載をしていたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

15 契約等に係る事項

受託候補者選定後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書は本市の定める契約書及び契約条項、並びに個人情報・情報資産取扱特記事項

を使用する。

16 特記事項

- (1) 提出された企画提案書の内容は、契約締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (2) 受託事業者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を再委託する場合は、発注者と事前に協議を行うこと。
- (3) 提出書類への虚偽記載その他不正な行為があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類全ての提出がなかったとき及び契約上限金額に定める額を超えているときは、失格とする。
- (4) 提出書類の提出後は、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な修正を除き、変更は認めない。
- (5) 提案競技に要する費用はすべて提案者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。

17 提出先・問い合わせ先

福岡市市民局戸籍住民課（福岡市役所本庁舎 7 階） 担当 秋好・大嶋

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

TEL 092-711-4074

FAX 092-733-5595

E-mail kosekijumin.CAB@city.fukuoka.lg.jp